

Bung und Châtellenie in der deutschen Feudalgesellschaft - am Beispiel der mittelhheinischen zwei Bungen von Manderscheid und Burg Kerpen -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/3830

ドイツ封建社会における城塞とシャテルニー

——中部ライン領域・マンダーシャイトの二つの城塞とケルペン城塞の例——

櫻井利夫

- 一 はじめに
- 二 マンダーシャイト・オーバールク（上手の城塞）
- 三 マンダーシャイト・ニーダーブルク（下手の城塞）
- 四 ケルペン城塞
- 五 結びに代えて

一 はじめに

本小稿は、一、〇〇〇年から、一、三〇〇年までの時期のドイツ封建社会にフランス型の城塞支配権、つまりシャテルニー *châtellenie*（城主支配圏、城主支配領域、城主領）が存在したか否かという筆者の最近の研究課題の一環をなすものである。また筆者は既に中部ライン領域に位置する一三の城塞を取り上げつつ、これらの城塞の周辺地が城主のシャテルニーを構成したことを説明するよう試みるために、「ドイツ封建社会における城塞とシャテルニー——中部ライン領域を例として——」、『小山貞夫先生古稀記念論集——西洋法制史学の現在——』、二〇〇六年、所収、を公表している。

本小稿はこの別稿で取り上げた城塞に加えてさらに別の三つの城塞、つまり中部ライン領域についてマンダーシ

ヤイトの二つの城塞とケルペン城塞を取り上げつつ、それらもまたフランス型のシャテルニーとして把握しようことを明らかにすることを課題とする。したがって、本小稿の基本的な趣旨は右記の別稿と同じであり、シャテルニー研究を巡る学会動向、中世の城塞の歴史的發展及び支配に対する城塞の意義、基本的な問題関心、中部ライン領域の城塞の状況について、それぞれこの別稿の第I章（一二三頁以下）、第II章（一四八頁以下）、第III章（一五九頁以下）、第IV章（一六六頁以下）に譲ることにしたい。次に早速、本稿で検討対象とする三つの城塞、つまりマンダーシャイトの二つの城塞とケルペン城塞について、城塞とその城主との来歴の概略を述べてみたい。

村落マンダーシャイト *Manderscheid* はモーゼル河上流の都市トリール *Trier* から北北東の方向へ約二〇 km地点のリーザー川 *Lieser* 流域に位置する。⁽¹⁾ この川はアイフェル *Eifel* 山地の源流から発して南流し、モーゼル河中流域の都市ベルンカステル *Berncastel* の少し上流のリーザー *Lieser* でモーゼル河に注ぐ。村落マンダーシャイトには二つの城塞が存在した。トリール大司教の城塞オーバールク *Oberburg*（上手の城塞）とヘレン・フォン・マンダーシャイト *Herrn von Manderscheid* の城塞ニーダーブルク *Niederburg*（下手の城塞）である。⁽²⁾ したがって、マンダーシャイトの歴史はオーバールクとニーダーブルクの両城塞によって織り成される歴史である。ただし、両城塞は同じ時期に成立したのではなく、オーバールクの方がニーダーブルクよりも成立年代が早い。⁽³⁾ また位置関係に関して、オーバールクがニーダーブルクよりも数百メートル上流のリーザー川沿いに位置する。⁽⁴⁾ 上述のように、それぞれ「上手の城塞」、「下手の城塞」を意味するのは、そのためである。

先ず、マンダーシャイトのオーバールクに関して、マンダーシャイトの地名は、皇帝オットー二世 *Otto II.*（在位九七三—九八三年）による九七三年トリール大司教ディートリッヒ *Dietrich*（在位九六五—九七七年）へのキュル川 *Kyll* 流域の罰令森林の贈与証書において、その範囲を確定する際の境界地点（*Manderscheid*）として言及されている。⁽⁵⁾ オーバールクは既にこの時に存在したものと推定されている。⁽⁶⁾ この城塞は一一四七年までルクセムブ

ルク伯 Graf von Luxemburg によつて所有され、この年にトリール大司教教会に帰属して以後、継続的にその所有下にあつた。⁽⁷⁾次にマンダーシャイトのニーダーブルクに関して、この城塞は上述したヘレン・フォン・マンダーシャイトの本拠城塞である。ただし、この貴族はニーダーブルクを自身の相続財産として所有したのではなく、ルクセムブルク伯からのレーエンとして保有した。⁽⁸⁾建設年代は、ルクセムブルク伯がオーバーブルクをトリール大司教に対して喪失した一一四七年よりも後の十二世紀後半期であり、I・ボトシユ Botsch はもつと詳細に十二世紀の末年、つまりトリール大司教アーノルト Arnold の治世（一一六九—一八三年）⁽⁹⁾のことと推定している。⁽¹⁰⁾いづれにしても、ニーダーブルクの史料初出はその直後の一二〇一年である。⁽¹¹⁾この史料については後述する。

ニーダーブルクの城主ヘレン・フォン・マンダーシャイトに関して、この貴族は、同じく南アイフェル地域のエヒターナツハ Ehtemach 修道院の下級フォークト Untervogt であり、他方で当修道院の上級フォークト Obervogt はルクセムブルク伯であつた。⁽¹²⁾つまり、ヘレン・フォン・マンダーシャイトはエヒターナツハ修道院のフォークト職（フォークタイ）をルクセムブルク伯からレーエンとして保有するその家臣であつた。この修道院自体はカロリング時代八〇〇年頃に既に、カール大帝の息子カールマン Karlmann から土地を贈与されていた。この土地はラウフェルト Lauffeld を中心とし、マンダーシャイト、ニーダーエフリンゲン並びにオーバーエフリンゲン Nieder- und Oberflingen、ギツペラート Gippelath に存在した。⁽¹³⁾ヘレン・フォン・マンダーシャイトは九七〇年頃以降、これらのエヒターナツハ修道院領に対する（下級）フォークトだったのである。したがつて、上述のように十二世紀後半期以後ニーダーブルクの城主ともなつたヘレン・フォン・マンダーシャイトは、このフォークタイ（フォークト）の権利義務、地位、職）権力に加えて城主としての地位をも獲得したことになる。

しかし、ヘレン・フォン・マンダーシャイトの本来の家系はその直後一二〇〇年頃に断絶し、これ以後、この家系と同族の騎士たるヘレン・フォン・ケルペン Herren von Keppen ⁽¹⁴⁾が、マンダーシャイトのニーダーブルクの外に

エヒターナツハ修道院領に対する（下級）フォークタイ等、ヘレン・フォン・マンダーシャイトの遺領を継承し、一二五〇年頃にヘレン・フォン・マンダーシャイトIIケルペンなる特別の家系を創設した。⁽¹⁵⁾この家系は当初マンダーシャイトとオーバーカイル Oberkail の周囲に小規模な所領を持つにすぎなかったが、十五世紀から十六世紀にかけての一世紀のうちに婚姻、相続、征服を通じて多くの支配権を掌中に収めると同時に、六〇年間に互つてスタブローIIマルメディー Stablo-Malmedy とプリュム Prüm の両修道院長を輩出した。この家系はこのような権勢ある地位を基礎として、アイフェル領域のほとんど大部分の領域を支配すると同時に、⁽¹⁶⁾十五世紀の中葉に遂に帝国グラーフ身分へと昇格させられるに至った。⁽¹⁷⁾

続いて、ヘレン・フォン・マンダーシャイトと同族のヘレン・フォン・ケルペンに関して、この家系の史料初出は一一三六年である。⁽¹⁸⁾プリュムの聖マリーエン修道院 St. Marien に対するバーゼル司教アルベロー Albero のこの年の贈与証書に、ジゲベルト Sigbert・フォン・ケルペン「Sigeberus de Kerpene」なる者がかつてこの修道院に、⁽¹⁹⁾非自由人と共にグンデレストルフ「Gundersdorf」の土地一マンススを贈与したことが記されている。フォン・ケルペンは城塞ケルペン Kerpen に因む姓であり、またこの城塞の建設年代は不明であるが、一一三六年までには建設されていたと考えてよい筈である。ケルペン城塞の位置は、マンダーシャイトから北北西の方向へ約二五km地点のアイフェル地域である。⁽²⁰⁾したがって、以下の叙述は、マンダーシャイトのオーバーブルク、マンダーシャイトのニーダーブルク、及びケルペン城塞について、それらの周囲に形成された城主の支配権がシャテルニーとして把握されるかどうかを順次考察する形で進められる。

二一 マンダーシャイト・オーバーブルク（上手の城塞）

この城塞が一一四七年にルクセムブルク伯からトリール教会の手に移行したことは、上述した通りである。この城塞の所有の移転に関する記述は、聖マクシミン *St. Maximin* 修道院（都市トリールに所在）に対するフォークタイを巡って、トリール大司教アルベロー *Albero*（在位一一三一一—一一五二年）と、ナムール *Namur* 並びにルクセムブルクの伯ハインリッヒ *Graf Heinrich von Namur und Luxemburg* との間に生じた争いに平和を樹立した同年一月四日のコンラート三世 *Konrad III*（在位一一三八—一一五二年）の国王証書に現れる。その主な内容は次の通りである。（史料一）「……朕〔国王コンラート三世〕は朕と朕の先祖たちの魂の救いのために、トリール教会と大司教に〔聖マクシミン〕修道院を譲りしかつ贈与した。その後、しかし時の推移のうちに、ナムール〔とルクセムブルク〕の伯ハインリッヒがこのフォークタイを朕〔国王コンラート三世〕に求めかつ獲得した。また同人はフォークタイに満足せず、長期に亘って修道院に関して大司教と争った。つまり、そこでその故に、全司教区が強奪、放火、殺人によって破壊され、かくして伯とその全支配領域がローマ教会とトリール教会から破門の判決によって拘束され、上記の伯からそのレーエンもまた朕と大司教によって適法に剥奪を宣告された。その結果すべての悪事は止み、朕の親臨により諸侯の助言に基づいて、朕によってかつ朕の諸侯によって、さらに〔フランスの〕クレルヴォー修道院長閣下によって、双方の当事者の間で、以下の趣旨で平和が回復された。伯はあらゆる点に関して贖罪をしつつ、大司教に再び誠実宣誓を誓約し、また出席したすべての人々の面前で大司教に修道院を放棄し、またすべての悪巧みを断念し、かくして大司教から、マンダーシャイトの城塞とそれへの付帯物（付属物）を除いて、そのレーエンを受領しかつ赦免を受けた……*propter anime mee et predecessorum meorum salutem treuensis ecclesie et archiepiscopo resignauit et reddiit abbatiam. Postea uero successu temporis aduocatiam quesuit et obtinuit a nobis Henricus comes Na-*

mucensis qui non contentus aduocata longo tempore certauit cum archiepiscopo de abbatia. Cum uero hinc inde episcopus rapinis incendiis homicidiis destrueretur et comes et tota terra sua a Romana et treuirnsi ecclesia anathematis sententia teneretur et beneficia sua predicto comiti a nobis et ab archiepiscopo essent legitime abiudicata ut tanta cessaret malicia ad presentiam nostram ex consilio principum pars utraque Spiram est aduocata. Illic itaque operante diuina clementia per nos et per principes nostros et per dominum abbatem clareuallensem inter eos hoc modo pax est reformata. Comes per omnia satisfaciens archiepiscopo reirauit ei fidelitatem et werpuit ei in presentia omnium qui afferunt abbatiam et omnem abstulauit de ea calumpniam et sic ab archiepiscopo recepit beneficium suum et absolutionem excepto castro de Mandelskeit et pertinencia ad illud⁽²¹⁾。

この証書によれば、国王コンラート三世は自身の修道院（帝国修道院）たる聖マクシミン修道院をトリール大司教に譲与し、他方で当修道院に対するフォークタイを、求めに応じてルクセムブルク伯に与えたが、ルクセムブルク伯ハインリッヒはこれに満足せず、修道院そのものを要求して大司教アルペローとフェーデを行い、トリール司教区を荒廃させた。さらにハインリッヒは破門の刑に処せられたのに加えて、国王からのレーエンと大司教からのレーエンを剥奪されたが、恭順の意を示したために、大司教から「マンダーシャイトの城塞とそれへの付帯物（付属物）*pertinentia*を除いて」レーエンを再び返還されたと。かくして、この時の和平交渉の成功によつてハインリッヒは大司教のためにマンダーシャイト城塞を放棄したのである。これに対して、大司教アルペローはヴィットリッヒ *Witlich* 峡谷を確保するために、既に一一四三／四四年にマンダーシャイトの南南東約一六km地点にノイアーブルク *Neuerturg* 城塞の建設に着手していた。⁽²²⁾したがって、大司教はマンダーシャイト城塞の獲得によつて、初めてアイフェルの領域で、自身のヘルシャフト的利益を誇示し防衛するための一つの城塞を所有することになったのである。シャテルニーの問題との関連では、言うまでもなく、この「マンダーシャイトの城塞とそれへの付帯物」付

属物) *pertinentia*」の記述が注目される。*pertinentia*の語は「城塞に付属する領域」ないし「城塞区」を意味し、したがって「城塞に付属する支配領域」、ないしシャテルニーを意味するのである。⁽²³⁾

ルクセムブルク伯ハインリッヒによる「マンダーシャイトの城塞とそれへの付帯物(付属物) *pertinentia*」の放棄に関する記述は、その後教皇エウゲニウス三世 *Eugenius III.* がアルペローの次の大司教ヒリン *Hilin* (在位一一五二—一九九年) に対してトリール教会の特権と所領を確認した証書、⁽²⁴⁾ さらに教皇クレメンス三世 *Clemens III.* が大司教ヨーハン一世 *Johann I.* (在位一一八九—一二二二年) に対して、やはりトリール教会の特権と所領を確認した証書にも登場する。⁽²⁵⁾

ところで、しかしマンダーシャイトの城塞のトリール教会への帰属が確定した後になってもなお、ルクセムブルク伯ハインリッヒはこの城塞を断念することができず、大司教アルペローの死後再びこの城塞を占領し、後継大司教ヒリンはハインリッヒとの長期に及ぶ対決の後に、ようやくこの城塞をトリール教会のために最終的に確保することに成功した。⁽²⁶⁾ この状況を伝えているのが、『トリールの人々の事績 *Gesta Treverorum*』の次の記述である。「史料二」「……〔大司教ヒリンは〕この優れた才能によって、皇帝フリードリッヒ〔二世〕がトリールに滞在した時に、国土で多くの災いが生じる原因となった聖マクシミン修道院を、遺言書によってかつ金印によって確認されたものとして同皇帝から獲得した。さらに、この才能によって、マンダーシャイト城塞の故に〔トリール〕司教区に比較的しばしば侵入しようと試みるナムール並びにルクセムブルクの伯ハインリッヒを打ち負かし、賢明にも祖国の国境から追い出した…… *His bonis artibus apud Fridericum, cum esset Treberi, abbatiam Sancti Maximi, pro qua multa mala contigerant in terra, testamento et auro sigillo confirmatam, sibi et successoribus suis obtinuit. His etiam Heinrichum comitem Namuncensem et Luzeburgensem, pro Manderscheit castro episcopatum sepius invadere molientem, interfegit et ab exterminio patriae sapienter abegit*」。⁽²⁷⁾ マンダーシャイト城塞(オーバーブルク)の帰趨を巡るアルペローとヒ

リンの両トリール大教とルクセムブルク伯ハインリッヒとの行動は、この城塞がアイフェル領域で支配権を扶植するに死活的に重要な位置を占めており、それだけに両勢力が互いに引くに引けない角逐の場であったことを示しているといつてよい。そして、この城塞は最終的にトリール教会が掌握するところとなり、やがて十三世紀初頭に作成された『トリール大司教と教会の年次収入台帳 *Über annuum iurium archiepiscopi et ecclesie Treutensis*』において、トリール教会の七つの国土城塞 *Landesburgen* の一つとして登場することになる。次に、この『トリール大司教と教会の年次収入台帳』(以下『年次収入台帳』と略記)を手掛りとして、マンダーシャイトのオーバーブルクについて、シャテルニーの問題を考察してみたい。

最初に、『年次収入台帳』について、マンダーシャイトの領域で城主たる大司教が保持した直轄領(グルントへルシャフト)に関する記述を見ておきたい。その主な内容は次の通りである。〔史料三〕「莊園マンダーシャイト *curtis mandischeit*」では、大司教は一ーマンスス(フーフエ)を持つ。そのうち一〇マンسسの各々は、五月に最初の収穫から三プフント、次の収穫から二〇プフェニツヒを支払う。さらに各マンسسは聖レミギウス *Remigius* の祝日(一〇月一日)に、一二スムベリーヌス *sumberinus* のカラス麦を支払い、またその時、牛三(四)頭と大司教の葡萄酒を運ぶための使者一名を提供すべきである。さらに各マンسسは樽に箍を巻きつけるために二プフェニツヒを納めるべし。さらに、主の待降節に、各マンسسは四フーダー *carata* の薪と四〇のコルク……を納めるべし。さらに、聖ステファヌス *s. Stephani* の祝日(十二月二十六日)に、各マンسسは、その村の升で四マルター *maldrum* のカラス麦とパン一六個を支払うべし。また復活祭に、雌の鶏四羽と卵二〇個を支払うべし *In curte mandischeit habet archiepiscopus .XI. mansos horum .X. quilibet in maio primo anno soluet .III. solidos secundo anno .XX. den. It. quilibet in festo Remigii soluit .XVI. sumbrina auene et .III. (.IV.) boues tunc prestabit et nuntium ad afferendum unum archiepiscopi. It. quilibet dabit duos den. ad uasa liganda. It. in aduentu domini quilibet dabit .IV. car-*

ratas lignorum et .XI. cortices..... It. in festo s. Stephani quilibet soluet quatuor maltra aene mensure illius uille et .XVI. panesin pacis .IV. gallinas et .XX. oua.」この記述から、大司教はマンダーシャイトの荘園において保持する一マンンススの土地を農民に貸与し、これに対してマンンス保有農民は一年の様々な時期に貨幣または様々な形態での現物で貢租を支払ったことが見てとれる。また、念のために言えば、明らかに領主直営地やそこでの農民による夫役労働に関する記述は全く現れないので、この荘園形態は直営地型荘園ではなく、地代荘園ないし純粹荘園である。ここに直営地型荘園制から地代荘園制ないし純粹荘園制への移行が看取される。マンダーシャイトの荘園の外に、大司教はローシャイト Roscheit⁽²⁸⁾、ラントシャイト Landscheid [Langinscheit]、ダーレム Dahlem にも荘園領主的権利（農民保有地）を持ち、さらにメリッヒ Mellich [Melliche] で森林の半分を所有していた。⁽²⁹⁾このようにトリール大司教はマンダーシャイトの領域で密度が高い所領を持っていたのである。⁽³⁰⁾

シャテルニーの視角から見て重要な大司教の裁判権・罰令権に関する記述は次の通りである。「史料四」「さらに当地の罰令区 [bannus] に住む者は誰であれ、鋤を持つ者は、年に三日大司教の土地を耕すべきである。さらに同罰令区に住む者は誰であれ、収穫のためにかつ干草を堆積するために、年に三日奉仕すべきであり、また年に三度の裁判集会に立会人として参加すべきである。さらに上記の〔大司教の〕マンンス〔保有農民〕の各々は、聖レミギウスの祝日と主の誕生日の間の時期に、一人の従属民としての奉仕を、一二日間独自の費用で、罰令区の境界の内部で [infra terminos banni] 提供すべきである。しかし、大司教が必要と考えたならば、その〔罰令区の〕境界の外部で [extra terminos illos] 提供すべきである。二月にそれだけの日数奉仕する義務を負い、五月に同じことをすべし」Preterea hominum in illo banno manentium quilibet qui aratrum habet. tribus diebus in anno agros archiepiscopi arabit. Item quilibet in eodem banno manens ad metendum et ad fenum coaddecerrandum tribus diebus seruiet. et tria placita in anno possidebunt.Item predictorum mansorum quilibet inter festum Remigii et natale domini dabit seruitium

unius hominis .XII. diebus in propria expensa infra terminos banni. sed si extra terminos illos archiepiscopus necesse habuerit. In february tot dies servire tenentur. in maio idem facient.」⁽³¹⁾

先ず「同罰令区に住む者は誰であれ、……年に三度の裁判集會に立會人として参加すべきである」という記述は、マンダーシャイトの罰令区の全住民が裁判集會民であり、かくしてこの罰令区が同時に裁判区でもあることを明確に示している。また「年に三度の裁判集會」とは定期の高級裁判集會、つまり高級裁判所を意味する。⁽³²⁾したがって、この記述に現れる *bannus* とは高級裁判区ないし高級裁判権なのである。このことと、さらに「罰令区の境界の内部で」あるいは「その〔罰令区の〕境界の外部で」という表現は、「この *bannus* が「境界」(*termini* || 主格)を持つこと、したがって、A・レナルツ Lemanz もまた指摘するように、⁽³³⁾ 明確に境界設定された領域であることを物語っている。次に、罰令区の住民に関して、「罰令区に住む者は誰であれ」の文言と「大司教の」マンスス〔保有農民〕の各々は」の文言は、大司教のマンスス保有農民とそれ以外の農民の間に区別がつけられていたことを示している。この区別は、上の記述から、次のようなものとして解釈される。つまり、大司教のマンスス保有農民であれ、それ以外の領主の支配に服する農民であれ、およそ罰令区の中に住むすべての住民は、年に三日收穫の義務と干草を堆積する義務及び年に三度の裁判集會参加義務を負担し、さらにその住民のうち鋤を持つすべての者は年に三日大司教の土地を耕作する義務を負担した。これに対して、大司教のマンスス保有農民はこれらの義務の外に、従属民としての奉仕を自弁で年に一二日間行う義務、及び〔史料三〕で述べた貢租を大司教に提供する義務を負担した。したがって、大司教のマンスス保有農民は莊園従属民としての義務に加えて、さらに罰令区の住民としての義務という二重の義務を負担したことになる。言い換えれば、大司教は自身の莊園従属民に対して莊園領主権と罰令権・高級裁判権を同時に行使したのである。また大司教はそれ以外の罰令区住民に対しては罰令権・高級裁判権のみを行使した。要するに、以上の点に、罰令権・高級裁判権つまりバン領主権は莊園従属民に対して

行使されると同時に、その域を越えてそれ以外の罰令区住民に対しても行使される支配権であったことが、遺憾なく示されている。

『年次収入台帳』にはマンダーシャイト領域を含めて全部で三七のトリール司教区内の領域における大司教の諸権利と毎年の収入が記録されているが、A・レナルツは記録されている諸領域の所領構造の一般的なシエーマを明らかにしている。つまり、村落が中心を構成し、その周囲に、三つの支配領域、すなわち耕地・牧草地・葡萄畑・菜園からなる規則的に耕作された土地、境界設定された森林と水流（河川湖沼）、最後に罰令区が横たわるといふ。³⁴⁾

また罰令区は、境界設定された森林と水流の領域の外側に位置する。³⁵⁾この所領構造は、正にバン領主権が荘園従属民に対してだけではなく、その域を越えてそれ以外の罰令区住民に対しても行使される支配権であったことと相即的な関係に立っているということが出来る。なお、マンダーシャイトでは、オーバーブルクに接続して村落オーバーマンダーシャイト Obermanderscheid³⁶⁾ が成立しているのです。この村落が A・レナルツが述べるところの「中心村落」を構成したことになる。また『年次収入台帳』に、「従属する諸村落からの雌の鶏四〇羽、卵二〇〇個と共に cum nullis subsequentibus .XL. galline. ouorum .CC.」と記されているように（傍点＝筆者）、オーバーマンダーシャイト以外の村落もまた、大司教の支配権に服していた。³⁷⁾

次に、このマンダーシャイトの（村落オーバーマンダーシャイトをも含む）荘園及び罰令区は、マンダーシャイトの城塞オーバーブルクといかなる関係にあったのかを考察してみたい。先ず『年次収入台帳』の中で、マンダーシャイトにおける大司教の収入に関する節においては、城塞オーバーブルクに関する記述は全く現れない。³⁸⁾城塞についての記述は、「建設官職 officium dolbri」に関する節に続いて設けられた城塞に独自の節に、纏まった形で登場する。しかし、この節では、所謂国土城塞について、城塞守備隊の毎年の勤務の開始時期、城塞守備隊に対して大司教が行った支出、守備隊の人数についての記述がほとんどを占めており、城塞の機能やその周辺領域における大

司教の支配権についての記述は皆無である。⁽³⁹⁾ 国土城塞とは、マンダーシャイトの外に、エーレンブライトシュユタイン Ehrenstein、グリムブルク Grimburg、ザールブルク Saarburg、ヴェルシュヴィリッヒ Welschwillig、ノイアーブルク・バイ・ウイットリッヒ Neuenburg bei Wittlich、アラズ Arraz の七つである。⁽⁴⁰⁾ これらの国土城塞のうちザールブルク城塞のみが城塞周囲の領域の所領管理の中心として現れる。以上の事実を踏まえて、I・ポトシュは「ザールブルクを除けば、いずれの国土城塞も行政の地域的中心とは呼ばれていない」と述べ、城塞とその周辺領域における大司教の支配権の関係については沈黙している。⁽⁴²⁾ 他方で、A・レナルツによれば、そもそも『年次収入台帳』には書き記していない事柄が目立ち、この空白は極めて大きく、トリール教会の領国の規模をより正確に確定することを最初から放棄せざるをえないほどである。⁽⁴³⁾ もし『年次収入台帳』がトリール教会の領国の完全な叙述を与えようと意図したとしたならば、さらになおランダスヘルの城塞と都市に特別の注意を向け、城塞周辺領域と都市周辺領域を詳細に論じたに相違ないという。A・レナルツのこの指摘は、城塞とその周辺領域における大司教の支配権の間に関連があったことを示唆するものである。

我々はこの関連で、上述の「史料一」を想起したい。この史料によれば、大司教アルベローは一一四七年に国王コンラート三世の仲裁の下で、ルクセムブルク伯ハインリッヒから「マンダーシャイトの城塞〔オーバーブルク〕とそれへの付帯物（付属物） *perinentia*」を獲得し、それ以来この城塞と「付帯物（付属物） *perinentia*」はトリール教会の所有物となった。同じくその際述べたように、「付帯物（付属物） *perinentia*」の用語は「城塞に付属する領域」、「城塞区」、「城塞に付属する支配領域」を意味する。このように見てくるならば、これまでの検討により明らかになったマンダーシャイトの荘園及び罰令区は城塞周囲の支配領域であるが故に、この「史料一」で語られている「城塞に付属する支配領域」としての「付帯物（付属物） *perinentia*」に対応すると解釈してよい筈である。⁽⁴⁴⁾ またしたがって「マンダーシャイトの城塞〔オーバーブルク〕とそれへの付帯物（付属物） *perinentia*」の表現は、

この城塞が付帯物（付属物）、換言するならば周辺の荘園及び罰令区つまり支配領域の中心であったことを物語っていると言わなければならない。ただし、念のために言えば、この場合の中心とは、そこから城塞の始原的な機能たる保護権力が行使されるという意味の中心であり、所領管理の中心という意味ではない。保護は支配の核心をなすものであるから保護権力もまた支配権力である。⁽⁴⁵⁾したがって、保護権力の中心としてのマンダーシャイトの城塞オーバーブルクとその周囲に位置する荘園、諸村落、高級裁判区・罰令区（*bannus*）の全体は、一体をなす支配領域であり支配権であった。結論を先取りして言えば、このような城塞支配権は最早フランス型のシャテルニーとして把握される。さらに、オーバーブルクは大司教ハインリッヒ・フォン・フィンステインゲン *Heinrich von Vinstingen* の時代（一二六〇—八六年）以来、地方行政役人たるアムトマン *Ammann* の所在地となっている。⁽⁴⁶⁾こうして、マンダーシャイトの城塞オーバーブルクのシャテルニーは、十三世紀後半期に、大司教の領国の地方行政区たるアムト管区マンダーシャイトへと発展していった。さらに、翌十四世紀一三二七年にフィリップ・フォン・シュピールベルク *Philipp von Spiegelberg* が大司教バルドゥイーンと締結したマンダーシャイト（オーバーブルク）の城塞守備レーエン契約の中に、「罰令区マンダーシャイト *districtus Manderscheit*」の表現が現れる。⁽⁴⁷⁾この「罰令区マンダーシャイト *districtus Manderscheit*」は、マンダーシャイト（オーバーブルク）のシャテルニーないしアムト管区に対応すると言つてよい。

三 マンダーシャイト・ニーダーブルク（下手の城塞）

この城塞は十二世紀後半期に建設され、ヘレン・フォン・マンダーシャイトがルクセムブルク伯からレーエンとして保持する本拠城塞であったこと、またヘレン・フォン・マンダーシャイトの断絶（一二〇〇年頃）の後、その

同族のヘレン・フォン・ケルペンの手に移行したことは、既に上述した通りである。⁽⁴⁸⁾ また同時に、この城塞の史料初出は一二〇一年であることも既に述べた。この時の史料とは、トリール大司教ヨハンが、オーバーカイルの荘園における所領と諸権利を巡るヒメロート修道院とマンダーシャイトのニードブルクの城主ディートリッヒ・フォン・ケルペンの間の和解を確認した証書である。この証書はシャテルニーの視角から見ても、極めて興味深いものである。その主な内容は以下の通りである。

〔史料五〕「朕は汝らの村落共同体 [universitas] に以下のことが知られることを欲する。つまり、マンダーシャイトのニードブルクの城主ディートリッヒが、ある時その村落オーバーカイル [Kelle] において農民たちの毎年の裁判集会を主宰した時に、同人の従属民は、ヒメロート修道院が同村落の罰令区 [bannus] 並びに領域 (罰令区) [eritorium] において所有した土地と所領について、同修道士たちに訴を提起した。そこで、いかに彼 (城主ディートリッヒ) は当然に教会のためにも農民のためにも彼の裁判区 [iusticia] を保護したか、十分に入念な審問 [inquisition] が行われたために、彼は以下のことを明白に認識した。つまり、同地で、同修道士たちが、いざれに位置したのであれ野原と草原、湖沼と水流、耕地と未耕地において所有した所領は、これをずっと以前から保持し、また正当に取得されたと。それ故に、たとえその他上述の修道院所領の利害関係者が彼の在世中であれ彼の死亡の際であれ現れたとしても、彼はその当時所有していた同修道士たちの所領を彼の保護 [defensio] に受け入れ、また農民たちの同意を得て、森においても牧場においても彼の罰令区の全体に互って、共同利用権を永続的に保持されるべきものとして修道士たちに許し与えた。ただし、同修道士たちは彼ないし彼の相続人の許しがあれば、その他、最早、同地でいかなる所領も取得することができないという条件で………No-tum esse uolumus uniuersitate uestre, quod Theodericus dominus minoris castri de Manderscheit, cum aliquando presedisset annuo placito rusticorum in uilla sua de Keille, homines curie illius fratibus de Heimmilrode questiones monerunt super

terris et possessionibus, quas idem cenobium possidebat in banno et territorio prefate uille. Quum itaque diligenti satis usus esset inquisitione. ut tam ecclesie uidelicet quam rusticis iusticiam suam conseruaret. intellexit plane quod possessiones. quas ibidem predicti fraters habebant. ubicunque site essent in campis et pratis. in aquis et aquarum decursibus. in terris cultis et incultis. a longo eas tenuerant et iuste fuerant adepti. unde ut honorum iam dicti cenobii de cetero particeps tam in uita sua quam in morte existeret. bona ipsorum que tunc habebant. in suam defensionem suscepti et concessit eis consensu rusticorum per totum bannum suum communes assentias tam in pascuis quam in siluis perpetuo possidendas ita sane quod de cetero nullas ibi amplius adipisci possent sine sua conuientia uel successorum suorum possessiones.」⁽⁴⁹⁾。

以上の内容を簡単に要約するならば、次のようになろう。ニーダーブルクの城主デイトリッヒないしその莊園従属民とヒメロート修道院の間で、村落オーバーカイルの罰令区にある当修道院の所領を巡って争いが生じたが、この争いはデイトリッヒが議長として主宰する村落の定期裁判所で、修道院がこの所領を古来正当に所有してきたものであることが認められる形で解決された。その際に、デイトリッヒは修道院の所領を自己の保護に受け入れると同時に、村落共同体の同意を得た上で、かつ修道院は村落においてそれ以外に所領を取得することができないという条件を付して、罰令区におけるアルメンデ利用権をも修道院に承認したと。なお村落オーバーカイルはマンダーシャイトのニーダーブルクから南南西の方向へ約一kmの地点に位置する⁽⁵⁰⁾。要するに、ニーダーブルクの城主デイトリッヒが裁判権 [iusticia] を行使した村落オーバーカイルの罰令区 [bannus, territorium] の中に、城主デイトリッヒの莊園とヒメロート修道院の所領が存在したが、城主デイトリッヒはこの修道院領を、それ以上の拡大に歯止めをかけつつ自身の保護権力の中に取り込んでいたのである。また村落オーバーカイルの罰令区 [bannus, territorium] は、城主デイトリッヒが裁判権を行使する裁判区 [iusticia] でもあったことが明らかになる。しかも村落オーバーカイルは高級裁判領域であった。我々はこのような罰令区ないし高級裁判区に対するマ

ンダーシャイトのニーダーブルクの城主デイトリツヒの支配権を、最早この城塞を中核とするシャテルニー権力と呼んでよい筈である。またこの史料は、城主デイトリツヒの保護権力への収容と修道院による所領拡大の禁止が示すように、城主のシャテルニー権力に対してその他のグルントヘルが服属させられてゆく過程を明確に示す興味深いものである。

次に、マンダーシャイトのニーダーブルクの城主デイトリツヒがマンダーシャイトのニーダーブルクの周辺地域で保持したその他の支配権的権利について見てみたい。上述したように、デイトリツヒの家系ヘル・フォン・ケルペンは同族のヘル・フォン・マンダーシャイトが断絶した際に、この家系の遺領を継承した。そこで先ず、ヘル・フォン・マンダーシャイトの所領を上げることにしたい。ニーダーブルクが十二世紀後半期に建設された後、その城山の麓に峡谷定住地たる村落ニーダーマンダーシャイト *Niedermanderscheid* が成立した。⁽⁵²⁾ この村落は一四三七年に、デイトリツヒ・フォン・マンダーシャイト *Dietch von Manderscheid* による環状囲壁の建設によってニーダーブルク城塞の中に取り込まれた。⁽⁵³⁾ ヘレン・フォン・マンダーシャイトの家系の本来の所領は西部アイフェルのニーダーマンダーシャイトと上述したオーバーカイルの二箇所しか存在せず、小規模なものであった。その外に、ヘレン・フォン・マンダーシャイトは、九七〇年頃以降、ラウフェルト、ニーダーエフリンゲン並びにオーバーエフリンゲン、ギツペラートに存在するエヒターナツハ修道院領に対するフォークタイを、ルクセムブルク伯からレーエンとして保有したことは既に述べた。⁽⁵⁴⁾ このことはヘレン・フォン・マンダーシャイトがこれらのエヒターナツハ修道院領（荘園）に対して下級フォークトとして裁判権を行使したことを意味する。⁽⁵⁵⁾ またこのフォークト管区 [*advoc.*] は高級裁判区 [*Hogericht*] であり、裁判権は高級裁判権であった。⁽⁵⁶⁾ なおマンダーシャイトのニーダーブルクからの距離に関して、ラウフェルトは東南東の方向へ約三km、オーバーエフリンゲンは南東の方向へ約四km、ニーダーエフリンゲンは南東の方向へ約五km、ギツペラートは南東の方向へ約六kmであり、いずれの土地も

ニーダーブルクから比較的近い地点に位置する⁽⁵⁷⁾。これらの土地から構成される城塞周辺の高級裁判区ないしフォークタイ管区は、実態的にヘレン・フォン・マンダーシャイトのシャテルニーとして把握してよい筈である。

したがって、村落ニーダーマンダーシャイトに対する支配権、オーバーカイルの罰令区ないし高級裁判区、エヒターナツハ修道院領の高級裁判区ないしフォークタイ管区が相俟つて、実態的に、ニーダーブルクを中核とするヘレン・フォン・マンダーシャイトのシャテルニーを構成したと結論される。これらの支配権の全体を示す用語は検出されなかったが、個別的にそれぞれオーバーカイルは罰令区 [bannus, territorium]、裁判区 [iusticia]、エヒターナツハ修道院領はフォークト管区 [vadye]、高級裁判区 [Hogerecht] と呼ばれるシャテルニーとして把握しうることが明らかになった。これらの支配権あるいは支配区の総体をも、実態的にシャテルニーとして把握して差し支えない筈である。

四 ケルペン城塞

この城塞は十二世紀以来存在し、またその位置はマンダーシャイトから北北西の方向へ約二五km地点のアイフェル地域であることは既に述べた。ケルペン城塞についてシャテルニーの視角から見ると興味深い史料は、村落ケルペンの聖堂とケルペン城塞の城主との間に生じた裁判権その他の権限を巡る争いに対して下された一二七五年一〇月の仲裁判決である。なおこの時期の城主は、以下の記述からも明かなように、ヨハン・フォン・ケルペン Johann von Kerpen [de Carpena] の寡婦ベアトリックス [Beatrix] とその長男アレクサンダー [Alexander] である。その主な内容は、次の通りである。

〔史料六〕「本証書を見ようとするすべての者に、騎士たるヴェネマー・フォン・ギムニツヒ [Winnarus de Gy-

menich]、献酌侍従ヴィルヘルム・フォン・ニッテゲン [Wilhelmus pincerna de Nidecken]、ヘルマン・フォン・フォレスト [Hermannus de Foresto]、〔小き兄弟修道会の〕修道士ギゾー・フォン・ギムニッ [Gyso de Gymenich]、同兄弟修道会の修道士ヘルマン・フォン・シュテーテム [Hermannus de Stochheim]、小き兄弟修道会の修道士クルマン・フォン・ラインヴェルデ [Hermannus de Reinwerde] とディートリッヒ・フォン・ケルペン [Th. de Carpena] は、主による永遠の救いと平和を〔祈る〕。我々は、汝らすべての者に以下のことが知られることを欲する。すなわち、(A) 久しい間、一方のケルペン聖堂及び聖堂参事会と他方のケルペン城塞の城主との間に、以下に記した諸点について対立と不和が存在したために、双方の側から選ばれかつ任命された我々仲裁裁判官は、(B) 同村落〔ケルペン〕のより優れたかつより年長の聖堂区民の宣誓を受理した後に、またその誓約された審問に基づいて、またこの者たちから入念に調べた真実に基づいて、上述の対立と不和を既に、以下のように収めかつ鎮め、公に知らせるものであると。〔一〕つまり、聖堂の蠟負担民と、三つの村落すなわちミュートローデ [Muthode]、ドウスローデ [Duzrode]、ハーネ [Hane] の従属民、及び水車ベントミュール [Benmül] の従属民は、年に三度の開廷期に、〔ケルペン城塞の〕城主の高級裁判所 [alium iudicium] に出席するものとする。またもし実際にその開廷期にそれらの村落で訴えられるべき事柄が出来したならば、それらの村落の従属民は、一般に ahin と呼ばれる三度目の裁判集会の後に訴えるものとし、……。〔二〕さらに、上記の村落ないし場所で、聖堂参事会の共同の使者によるのでなければ、誰も逮捕を行つてはならない。ただし、〔ケルペン城塞の〕城主の高級裁判所に属する事件は除く。しかし、もし誰か外部の者がそこで逮捕されるとしたならば、城主の使者によつて行われるものとする。〔三〕同じく、修道院の供給係 [celarius] の面前でなければ、いずれの世俗的事項のためにも、誰も上記の村落の従属民を、訴訟に引き入れることができないものとすることを我々は公に知らせる。しかし、もし原告にそこで判決が味方しなかつたならば、陳述された証言に基づいて、三日の後に、〔城主の〕高級裁判所に

おいて訴を提起することが出来るものとする。〔四〕同じく次のことを我々は公に知らせる。すなわち、聖堂区の明白なまた共通の必要事がそれを要求するでなければ、修道院長と聖堂参事会は、既述の従属民に対して税の徴収を行うことができず、またその他の誰も同従属民に対して税の徴収を行わないものとすることを承認すると。

〔五〕同じく、聖堂参事会員の聖職禄を、誰も城主の〔高級〕裁判区「*Judicium*」を通じて押収してはならない、と我々は判決する。〔六〕同じく、ミュートロデー、ベントシユール及びLangnagerの三つの水車のいずれの四輪車も適切な時期に自由に聖堂参事会員の自由所有地まで赴くことができ、また穀物の束を「粉に挽くために」水車まで運搬することが出来るものとするが、しかしその他の他の四輪車はそうすることができない、と我々は判決する。

〔七〕同じく、聖堂の東の部分の近くに位置する敷地は、聖堂のイムニテートに属するものと我々は判決する。他方で、我々ケルペン聖堂の修道院長と全聖堂参事会、及びケルペンの城主ヨーハンの寡婦たる私ベアトリックスは、私の長男アレクサンダーと共に、．．．上記の仲裁裁判官によって定められた上記のすべての事柄を．．．永続的に守ることを約束する。Universis presentes litteras visuris Winnarus de Gymnich, Wilhelmus pincerna de Nideckem, Hermannus de Foresto, milites, frater Gyso de Gymnich, frater Hermannus de Stoeheim ordinis fratrum predictorum, frater Hermannus de Reinwerde et frater Th. de Carpena ordinis fratrum minorum salutem et pacem in domino sempiternam. Vestre notum fieri volumus uniuersitati, quod cum longo tempore extierint dissensiones et discordie inter prepositum et capitulumque ecclesie Carpenensis ex una parte, et inter dominum castri Carpenensis ex altera parte, super quibusdam articulis infra positis, Nos tanquam arbitri ex utraque parte electi et constituti, receptis iuramentis et votis examinatis maiorum et seniorum parrochianorum eiusdem ville, et veritate ab eisdem perscrutata diligenter, easdem discordias et dissensiones derimus et sedauimus in hunc modum pronunciantes, quod homines cerocensuales ecclesie et homines de tribus villis, scilicet Mitrode, Duzrode, Hane, et homines de molendino Bentmulin tribus temporibus anni in alto iudicio domini de cas-

tro comparebunt, et si qua accusanda illis temporibus in suis locis emergerit, accusabunt post tertiam collocaionem que vulgariter ahlin appellatur, Preterea in predictis villis vel locis nullus faciet arestationem, nisi per communem nuncium capituli, exceptis casibus pertinentibus ad alium iudicium domini de castro. Si vero aliquis extraneus ibi arestandum fuerit, per nuncium domini de castro fiet. Item pronunciamus, quod homines dictarum villarum nullus in causam trahere poterit pro aliqua re temporalis, nisi coram celerario conuentus. Si vero actoribus ibi iustitia defuerit, habito testimonio post triduum in alto iudicio poterunt conueniri. Item pronunciamus, quod prepositus et capitulum recognoscunt, quod non possunt facere exactiones in aliquos de hominibus iam dictis, neque aliquis alius exactiones faciet in eosdem, nisi manifesta et communis necessita parrochie hoc requirat. Item dicimus, quod prebendam canonicorum nullus arestabit per iudicium domini de castro. Item dicimus quod queilibet caruca de tribus molendinis Mutrode, Benmuin et Lancgnager suo tempore libere ire poterit ad aliodia canonicorum et bladum ducere ad molendinum, alie vero non. Item dicimus quod area ad occidentalem partem ecclesie sita ad emunitatem ecclesie pertinebit. Nos vero prepositus totumque capitulum ecclesie carpensis, et ego Beatrix relicta domini Johannis de Carpna, cum filio meo primogenitor Alexandro,promittimus omnia sua ⁽⁸⁹⁾pradicia a prefatis arbitris ordinata.....in perpetuum observare.....」(傍線＝筆者)。

先ず、傍線部(A)の記述はケルペン聖堂とケルペン城塞の城主の間で不和対立が長年続いてきたことを示している。その係争点は、大略して七つの点に纏められる。第一点(傍線部「一」)は、以後ケルペン聖堂の従属民、つまり蠟負担民、ミュートローデ、ドウスローデ、ハーネの三つの村落の従属民、及び水車ベントミュエールの従属民に対して、ケルペン城塞の城主が高級裁判権を行使するに至ったことを意味する。このことは城主が元来城塞の周囲で行使していた高級裁判権をケルペン聖堂の従属民に対しても行使すること、換言すれば城主の高級裁判権の教会従属民への拡大、ないし城主の高級裁判所への教会従属民の組み入れと解釈される。また城主はケルペン城塞

の周圍に高級裁判区「*atum iudicium*」を保持していたことも明らかである。傍線部〔二〕は、ミュートローデ、ドウスローデ、ハーネの三つの村落、及び水車ベントミュールにおいて、ケルペンの城主の高級裁判所に属する事件の場合と部外者が犯人の場合には、ケルペンの聖堂参事会の使者ではなくケルペンの城主の使者が逮捕を行うべきことを意味する。したがって、この記述は聖堂参事会の逮捕権の後退、これとは逆に城主の逮捕権の拡大を物語っている。傍線部〔三〕は、たとえ世俗的事件の場合でも、これを上記の教会従属民を被告として教会の供給係が主宰する裁判所以外には出訴することができないが、しかし原告がこの教会裁判所で敗訴したならば、城主の高級裁判所に再度訴えることができることを内容としている。そのために、この記述は城主の高級裁判所が教会の供給係の裁判所に対して上訴裁判所のごとき役割を演じることになることを意味する筈である。このこともまた、ケルペンの城主が上記の諸村落の教会従属民に対する裁判権を教会の手から吸い上げて自らのものにしてゆくことを意味する。傍線部〔四〕は、修道院長と聖堂参事会が聖堂区のために必要な場合に上記の諸村落の従属民から税を徴収しうる以外には、ケルペンの城主も含めて誰も税を徴収することができないことを意味する。この記述が和解契約に盛り込まれたこと自体が、その時までケルペンの城主が上記の諸村落の従属民から税を徴収したか、それとも税の徴収権を要求していたことを物語っている。傍線部〔五〕は、城主が自分の高級裁判区の中で聖堂参事会員の聖職の押収を通じて妨害行為を行ってきたことを裏面から語っている。傍線部〔六〕は、上記の諸村落の従属民の四輪車が聖堂参事会員の土地に赴く際に、ケルペンの城主が妨害を加えたこと、傍線部〔七〕からは、ケルペンの城主による聖堂のイムニテートの侵害行為があったことが、高度の蓋然性をもって推測される。このように見ても、ケルペンの城主はケルペン聖堂の所領、つまりミュートローデ、ドウスローデ、ハーネの三つの村落及び水車ベントミュールを自身の高級裁判区に編入しただけではなく、その他様々なやり方でこの教会領の従属民に苛斂誅求の手を加えていたことが明らかになる。

次にシヤテルニーとの関連で、ケルペンの城主は城塞の周囲でその外にかなる権利権益を保持していたのかを見てみたい。その手掛りとなるのは、ケルン大司教エンゲルベルト Engelbert がヘレン・フォン・ケルペンによるニーダーエーエ Niederrhein 修道院への寄進を確認した二二八年の証書である。その主な内容は次の通りである。〔史料七〕「……………〔朕〕ケルン大司教エンゲルベルト〕は現在及び将来の者に以下のことを知らしめる。すなわち、デイトリッヒ・フォン・ケルペン、アレクサンダー・フォン・ケルペンとアルペロー・フォン・ケルペンの兄弟は、その相続人たちと共に、修道女の修道院を建設するために朕の前任者たる今は亡き〔大司教〕フィリップ〔在位一六七—一九一年〕の手によって、ニーダーエーエ [Ye] という名の村落のその自由財産を、すなわちニーダーエーエの教会保護権並びに付属の十分の一税、一アラトルム [aratrum] の耕地を、水車の全体と共に、またさらにシユタットキユル Stadtyll [Kye] という名の村落の所領を、耕地と未耕地の形で、牧草地と森林の形で、かつ河川湖沼と水流の形で、さらに……………から購入され兄弟たちの相続人のために同村落〔シユタットキユル〕に割り当てられた男性と女性の奴隷の形で、すべての権利及びすべての物件と共に寄進した。上述のデイトリッヒは特に同修道院にクリュッセラート Klüsserat [Clütterde] という名の村落でのレントの中から一マルクを寄進した。アールドルフ Ahrdorf [Ottorf] という名の村落で、耕地の形で森林の形で、五〇モルゲンを〔同修道院に寄進した〕……………notum facimus tam praesentibus quam futuris, quod Theodericus, Alexander et Alberto fratres de Keppen cum heredibus suis alodium suum in villa, quae dicitur Ye, ad construendum coenobium sancimonialium per manum felicis memoriae Philippi praedecessoris nostri cum omni jure et integritate contulerunt, patronatum videlicet ecclesiae de Ye cum decimis atinentibus culturam unius aratri et integritate molendini, possessiones etiam in villa, quae dicitur Kyle, in terris cultis et incultis, in pratis et silvis, in aquis aquarumque decursibus, in mancipiis etiam utriusque sexus, quae……………empta et haereditibus suis loco eidem accesserunt. Supradictus Theodericus specialiter contulit eidem ecclesie

marcan in redditibus in villa, quae dicitur Cluterde. In agris in sylvis, L jugera in villa, quae dicitur Othorf]。⁽³⁶⁾

この証書によれば、フォン・ケルペンの三人の兄弟は村落ニーダーエーエで教会保護権と十分の一税、一アラトルムの耕地及び水車、村落シュタットキユルで土地(耕地と未耕地)、牧草地と森林、及び河川湖沼と水流、男性と女性の非自由人、村落クリュッセラートでレントの一部、村落アールドルフで耕地と森林からなる五〇モルゲンの土地をニーダーエーエ修道院に寄進した。このように、ケルペン城塞の城主たるフォン・ケルペンの家系は、ケルン大司教フィリップの治世の十二世紀後半期まで、これらの諸権利を城塞の周囲で保持したのである。位置に關して、ニーダーエーエはケルペン城塞から東北東の方向へ三km弱、シュタットキユルは西北西へ約一四km、アールドルフは北北東へ約八km、クリュッセラートは南へ約五〇kmの地点に位置する。⁽³⁶⁾ またこの家系はこの時に自身の所領をすべてニーダーエーエ修道院に寄進したのではなかった。なぜなら上記の諸村落でなお残りの所領や権利を保持した可能性を否定しえないし、あるいはその他の村落でも所領や権利を保持していた史料が存在するためである。一三三四年九月二〇日ケルペン城塞の城主ヨーハン [Johan here von Kerpen] がトリール大司教バルドウィー・Balduin (在位一三〇七―一五四年) に対してこの城塞の開城権を承認した証書の中に、「ケルペンの城塞とその諸々の峡谷定住地との私の持分へ……受け入れる *vf minen dey l der burg vnd der dey lere zu Kerpen …… enthalten*」という記述が現れる。⁽³⁶⁾ この記述のうち「諸々の峡谷定住地」の表現は、城主の直接的支配権(莊園領主権)に服する複数の定住地が城塞の周囲に存在したことを示している。また、この史料は十四世紀のものであるが、上述のようにケルペン城塞は十二世紀以来存在したことを考慮するならば、我々はこの定住地の存在を十四世紀以降に限定して考える必要はなく、むしろそれ以前からのものと考えるのが自然である。さらに、ヴォリンゲン Wortingen の戦闘(一二八八年)後、ケルン大司教ジークフリート Siegfried とブラバント大公ヨーハン Herzog Johann von Brabant が締結した和解契約の中に、「村落ケルペンと村落ロマーズムを villas Kerpen et Lomenzheim」という文言

が現れる。⁽⁶²⁾つまり、ケルペン城塞の直近にこれと同名の村落が存在したことが改めて明確に確認される。この村落において、ケルペン城塞の城主フォン・ケルペンが領主的権利を持たなかったと考えることには無理があるろう。

これまでの考察に基づき、ケルペン城塞の周囲は、城主自身の様々な所領のみならずケルペン聖堂の所領をも包括する城主の高級裁判区 [atum iudicium] を構成していたと結論される。城主の所領を越えて及ぼされるこの城主の裁判支配権は罰令権力以外の何物でもない。またこのような城主権力が行使される城塞の周辺領域がシャテルニーとして把握されることに疑問の余地はないものと言わなければならない。ケルペン城塞の城主ヨーハンが大口教バルドウィーンに開城権を承認した上述一三三四年の証書の中に、「ケルペンの支配領域 die herschaft zu Kerpen」の文言が現れるが、この「ケルペンの支配領域」とはケルペン城塞のシャテルニーを意味している筈である。最後に、次節では、これまでの検討から明らかになった城塞支配権を表現する用語及びこの城塞支配権の実態を、改めて、フランスのシャテルニーを示す用語及びシャテルニー権力の実態と比較することにした。

五 結びに代えて

先ず、これまでの検討により明らかになったシャテルニーを示す用語を、各城塞について確認しておきたい。マNDERシャイトのオーバーブルク城塞のシャテルニーは *perinentia* (付属物、付帯物)、—— 高級裁判区をも意味する —— *bannus* (罰令区)、十四世紀について *districtus* (罰令区) と呼ばれた。MANDERシャイトのニーダーブルク城塞に関しては、シャテルニーの全体についての用語は見出されなかったが、城主の各支配権について検出された用語、つまり村落オーバーカイルについての *bannus* (罰令区)、*territorium* (領域、罰令区)、*iusticia* (裁判区)、エヒターナツハ修道院領についての *vadye* (フォークト管区、フォークタイ)、*Hogerecht* (高級裁判区) の用語が、

各支配権に関する城主のシャテルニー権力を指し示すものと解釈される。ケルペン城塞のシャテルニーは *indictum* (〔高級〕裁判区)、*atum indictum* (高級裁判区) と呼ばれた。

フランスのシャテルニーを示す史料上の用語は、先ずラテン語では、いずれもシャテルニーを直接に示す *castellaria*、*castellania*、*castellatura* の用語の外に、*territorium* (領域、罰令区)、*potestas* (命令圏域)、*districtus* (罰令区、裁判区)、*circuits* (領域、区域)、*bannus* (罰令区)、*jurisdicio* (裁判区) 等の用語である。またフランスの史料に現れる *perinentia* の用語もまたシャテルニーとして把握されるべきことが、既に明らかにされている。⁽⁶⁵⁾ したがって、マンダーシャイトのオーバーブルク城塞の *bannus*、*districtus*、*perinentia*、及びマンダーシャイトのニーダーブルク城塞の *bannus*、*territorium* は、フランスのシャテルニーを示す用語と同一である。ケルペン城塞の *indictum*、*atum indictum* はフランスのシャテルニーを用語 *jurisdicio* と実質的に同一であるといつてよい筈である。さらに、マンダーシャイトのニーダーブルク城塞に関するドイツ語の *vadye* に関して、*vadye* は、フランス史において実態的にシャテルニーを指し示すことが明らかにされている *avouerie* (アヴェ管区) Ⅱドイツ史学のフォークト管区 *Vogt-beirik* に対応する用語であり、他方で *Hogericht* はこれもまたフランスのシャテルニーを示す用語 *jurisdicio* に対応する。したがって、本稿で取り上げたドイツの三つの城塞の城主の支配権はすべてフランスのシャテルニーを示す用語と同一であるか、あるいは対応関係にある。このことはこれらの城塞の城主支配権はフランス流のシャテルニーとして把握されうることを示している。

次に、本稿で取り上げた城塞の城主たちが城塞の周囲において保持した権利権益を、フランスの城主のシャテルニー権力と比較してみたい。先ず、フランスのシャテルニー権力は以下のものを内容とする。⁽⁶⁷⁾ つまり、

- (一) 荘園領主権ないし直轄領
- (二) 軍事罰令権・軍隊動員権と城塞夫役要求権

(三) 裁判権・流血裁判権の意味での高級裁判権か下級裁判権

(四) 保護権力・財産保護権(市場開設権等)と人格的保護権(保護権、タイユ税等)

(五) 森林・牧場・河川利用権

マンダーシャイトのオーバーブルクの城主(トリール大司教)、マンダーシャイトのニーダーブルクの城主(フォン・ケルペン)、ケルペン城塞の城主(フォン・ケルペン)のいずれもが、(一) 莊園領主権ないし直轄領を城塞の周囲で保持したことは、既に見てきた通りである。⁽⁶⁸⁾ (二) 軍事罰令権、つまり軍隊動員権と城塞夫役要求権については、これを、シャテルニーが史料上直接に *banus* (罰令区) として現れる城塞、つまりマンダーシャイトのオーバーブルクの城主(トリール大司教)とマンダーシャイトのニーダーブルクの城主(フォン・ケルペン)が保持していたと考えてよい筈である。またそうでなくとも、カロリング時代以来農民ではなくレーエン制的騎士が軍隊の主力を構成したことに伴い、古来の一般的動員 *allgemeiner Heerbann* の原則は衰退の一途を辿っていったが、しかしこの原則自体は一度も廃止されることがなく、城塞罰令権 *Burgbann* の形で生き残った。⁽⁷⁰⁾ したがって、そもそも一般的にドイツの城塞について、城主は城塞周囲の領域の農民に対して軍事罰令権を行使したのである。さらに、(三) 裁判権に関して、マンダーシャイトのオーバーブルクの城主(トリール大司教)、マンダーシャイトのニーダーブルクの城主(フォン・ケルペン)、及びケルペン城塞の城主(フォン・ケルペン)がいずれも城塞周囲の領域で高級裁判権を保持したことも上述した通りである。⁽⁷¹⁾ ところで、高級裁判権はドイツでは十一世紀末期から十二世紀初期までの時期以後、平和運動(神の平和運動とラント平和運動)の影響を受けて、利益を齎す贖罪裁判権 *Sühnegerichtsbankheit* から現実に実刑を科す流血裁判権 *Bürgerlichsbankheit* へと変質を遂げたことが既に明らかにされている。⁽⁷²⁾ したがって、本稿で取り上げた三つの城塞の城主たちが保持した高級裁判権とは、流血裁判権であったと解

積されなければならぬ。(四) 保護権力に関して、城塞が始原的な機能として保護権力を行使したことは〔史料一〕との関連で既に述べた通りである。⁽⁷³⁾最後に、(五) 森林・牧場・河川利用権、換言すればアルメンデに関わる権利について、〔史料五〕との関連で、マンダーシャイトのニーダーブルク城塞の城主ディートリッヒがヒメロト修道院に対して村落オーバーカイルの罰令区におけるアルメンデ利用権を承認したこと、さらにディートリッヒがこの村落に莊園を保持するグルントヘルであったことは既に述べた。⁽⁷⁴⁾この事實は、グルントヘルたるディートリッヒとその莊園従属民もまたこのアルメンデの利用権を享受したことを物語る。その他マンダーシャイトのオーバーブルク城塞の城主とケルペン城塞の城主が城塞の周囲でアルメンデ利用権を保持したことは史料上直接には検出されなかった。しかし、一般に城塞とアルメンデ、ないし城主とアルメンデ利用権はほとんど不可分のものであった。このことに関して、M・シャープ Schaub は次のように述べている。つまり「弱小な騎士」より富裕な者は、相応の城塞を——それが交通の制御権をもたらすかどうかにかかわらず——広い眺望を持つ良好な位置に取得することができた。さらに、森と可能な限り、河川・湖沼を含む狩猟区と、従属的な農民と同時にとかく手工業者との集団が、居住のこの高級ヘルシャフト的な形式の一環を構成した」と(傍点〓筆者)⁽⁷⁵⁾。したがって、マンダーシャイトのオーバーブルク城塞の城主とケルペン城塞の城主もまた城塞の周囲でアルメンデ利用権を保持したと我々は考えて差し支えないのである。以上のように見てくるならば、本稿で論じたドイツの三つの城塞の城主権力はいずれも、フランスのシャテルニー権力の五つの主要素を具えていたものと見なされる。したがって、ドイツのこれら三つの城塞の城主権力は、用語とその実態的な支配権の諸権利の両側面から見て、フランスのシャテルニー権力とほぼ同質的なものであった。この確認をもって、冒頭で設定した課題は果たされたものと考えたい。

[文獻の略記号]

CB II : Landeshauptarchiv Koblenz, Abteilung 1C Nr. 2 (= Codex Balduineus 2. Ausfertigung)

Dehio, Handbuch : G. Dehio, Handbuch der deutschen Kunstdenkmäler, Rheinland-Pfalz und Saarland, bearbeitet von H. Caspary, W. Götz und E. Klinge, überarbeitet und erweitert von H. Caspary, E. Karn und M. Klewitz, 2. bearbeitete und erweiterte Auflage, 1984.

HHSD V : Handbuch der Historischen Stätten Deutschlands, 5. Band, Rheinland-Pfalz und Saarland, hrsg. von L. Petry, 3., überarbeitete Auflage, 1988.

HRG I, II, III, IV, V : Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, hrsg. von Adalbert Erler und Ekkehard Kaufmann, I. Band, 1971, II. Band, 1978, III. Band, 1984, IV. Band, 1990, V. Band, 1998.

K. Lamprecht, DWL I. 1, I. 2 : K. Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes, unveränderter Neudruck der Ausgabe 1885–86, 1960, I. 1. Darstellung, I. 2. Darstellung.

MG DDO II : Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum et imperatorum Germaniae, 2, 1 : Die Urkunden Otto II, hrsg. von Th. Sickel, 1893.

MG DDKo III : Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum et imperatorum Germaniae, 9 : Die Urkunden Konrads III und seines Sohnes Heinrich, hrsg. von F. Hausmann, 1969.

MG SS : Monumenta Germaniae Historica. Scriptores VIII, S. 111ff. (Gesta Treverorum), hrsg. von Georg Heinrich Pertz, 1848, unveränderter Nachdruck, 1992 ; Scriptores XXIV, S. 368ff. (Gesta Treverorum continuata), hrsg. von G. Waiz, 1879, 1975.

J. Mötsch, Die Balduineen : J. Mötsch (bearb.), Die Balduineen. Aufbau, Entstehung und Inhalt der Urkundensammlung des Erzbischofs Balduin von Trier (Veröffentlichungen der Landesarchivverwaltung Rheinland-Pfalz, Bd.33), Diss. Bonn 1978, 1980.

MRR I, II, III, IV : Adam Goerz, Mittelrheinische Regesten oder chronologische Zusammenstellung des Quellenmaterials für die Geschichte der Territorien der beiden Regierungsbezirke Koblenz und Trier in kurzen Auszügen bearb. und hrsg. in 4 Teilen, Teil1, Neudruck der Ausgabe1876, 1974, Teil 2, Neudruck der Ausgabe1879, 1974, Teil 3, Neudruck der Ausgabe 1881, 1974, Teil4, Neudruck der Ausgabe 1886, 1974.

MRUB I, II, III : Urkundenbuch zur Geschichte der jetzt die Preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mittelrheinischen Territorien, bearb. von Heinrich Beyer, Leopold Eltester und Adam Goerz, Bd.1, Neudruck der Ausgabe 1860, 1974, Bd.2, Neudruck der Ausgabe1865, 1974, Bd.3, Neudruck der Ausgabe1860, 1974.

(一) HB Bildatlas121 : Eifel·Aachen, S.4 (Übersichtskarte) ⊕ 界図を参照°

(二) Dehio, Handbuch, S.630f. ; HHSD V, S.222f.

(三) Die Manderscheider. Eine Eifeler Adelsfamilie. Herrschaft·Wirtschaft·Kultur. Katalog zur Ausstellung : Blankenheim, Gildehaus 4. Mai-29. Juli1990 ; Manderscheid, Kurhaus16. August-11. November1990, S. 104 ; Dehio, Handbuch, S. 630.

(四) Die Manderscheider, S.14.

(五) MG DDO II, Nr. 39 [= MRUB I, Nr. 238].

(六) I. Bodsch, Burg und Herrschft. Zur Territorial- und Burgenpolitik der Erzbischöfe von Trier im Hochmittelalter bis zum Tod Dieters von Nassau († 1307) (Veröffentlichungen der Landeskundlichen Arbeitsgemeinschaft im Regierungsbezirk Koblenz e. V., Bd.13), Diss. Bonn1987, 1989, S.43 ; HHSD V, S. 222.

(七) Die Manderscheider, S.104 ; Dehio, Handbuch, S. 630 ; W. Reichert, Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich. Verfassung, Wirtschaft und Terri-

orialpolitik in der Grafschaft Luxemburg von der Mitte des 13. bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts (Trierer Historische Forschungen, hrsg. von H - H. Anton, G. Birtsch et al., Bd. 24), Diss. Trier 1990, 1993, S. 481 ; I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 69.

(∞) Dehio, Handbuch, S. 63 ; Die Manderscheider, S. 104 ; W. Reichert, Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich, S. 481f. ; I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 117.

(9) Die Manderscheider, S. 104 ; W. Reichert, Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich, S. 481.

(10) I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 110, 117.

(11) MRUB II, Nr. 193.

(12) W. Reichert, Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich, S. 483 ; Die Manderscheider, S. 13f.

(13) Die Manderscheider, S. 13f. ; Dehio, Handbuch, S. 630.

(14) Die Manderscheider, S. 14, 103.

(15) HHSD V, S. 168, 223.

(16) P. Neu, Manderscheid und das Reich. Untersuchungen zur Entwicklung der Reichsunmittelbarkeit der Eifelsterritorien in der beginnenden Neuzeit, in : Rheinische Vierteljahrsblätter, Jg. 36, 1972, S. 53.

(17) HHSD V, S. 223 ; Die Manderscheider, S. 16.

(18) HHSD V, S. 168 ; Dehio, Handbuch, S. 443.

(19) MRUB I, Nr. 488, S. 543.

(20) HB Bildatlas 121 : Eifel / Aachen, S. 66.

(21) MG DD Ko III Nr. 164 (= MRUB I, Nr. 543).

(22) I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 69.

(23) 土掲拙稿一七八、一八八—一九〇、二二一—二二六、二二六—二二六、二二四〇—二四一、二五三—二五四、二七二—二七五、二七八、二八〇—二八一、二八四、二八九—一九〇、一九二—一九三頁。

(24) MRUB I, Nr. 562 (一一五二年五月二十日) : *exceptio castro de Mandrscheid cum suis pertinentiis* [「マンターシャイトの城塞並びにその付帯物(付属物)を除くべし」].

(25) MRUB II, Nr. 104 (一一九〇年六月四日) : *exceptio castro de Mandreshet cum suis pertinentiis* [「マンターシャイトの城塞並びにその付帯物(付属物)を除くべし」].

- (26) I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 82.
- (27) MG SS XXXIV, S. 380f.
- (28) Liber annalium iurium archiepiscopi et ecclesie Treuirenensis, in: MRUB II, S. 391-428, hier S. 419.
- (29) Liber annalium iurium, S. 420. 位置関係はつらつと、マンターシャイトからローシャイト、ラントシャイト、ターレム、メリッピまでの距離は、それぞれ西へ約四五町、南南西へ約一四町、南西へ約一六町、南南西へ約一六町である。これに関して、HB Bildatlas 21: Eifel-Aachen, S. 86, 94を参照。
- (30) I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 105f.
- (31) Liber annalium iurium, S. 419f.
- (32) ノルムンデンの H. Hirsch, Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter 2, unveränderte Auflage mit einem Nachwort von Theodor Mayer, 1958, S. 162, 165f, 193f, 202 (1. Auflage, 1922 の邦訳「ハンス・ヒルシユ著『若曾根健治訳』中世ドイツにおける高級裁判権」第二部 (二)、『熊本法学』一〇七年、二〇〇五年、二〇二頁下段、二七六頁下段―二七九頁下段、第二部 (四)、『熊本法学』一〇八号、二〇〇五年、二〇〇頁下段―二〇二頁下段、二二一頁下段]を参照。
- (33) A. Lennarz, Der Territorialstaat des Erzbischofs von Trier um 1220 nach dem Liber annalium iurium archiepiscopi et ecclesie Treuirenensis, in: Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein, 69, Heft, 1900, S. 48.
- (34) A. Lennarz, Der Territorialstaat, S. 6f.
- (35) Eberda.
- (36) Dehio, Handbuch, S. 630; Die Manderscheider, S. 15.
- (37) Liber annalium iurium, S. 420.
- (38) Liber annalium iurium, S. 419f.を参照。
- (39) Liber annalium iurium, S. 411f.を参照。
- (40) Eberda.
- (41) Liber annalium iurium, S. 396f.
- (42) I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 106.
- (43) 以上 A. Lennarz, Der Territorialstaat, S. 13による。
- (44) しかし勿論、トリール大司教が一四七七年にマンターシャイト城塞を獲得して以後、『年次収入台帳』が作成された十三世紀初頭までの間に、

城塞周辺領域の権利関係に變動があつた可能性もまた否定できなからう。この対応関係は大凡のものであることが確保される。

(45) O. Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 5. Aufl., 1965, S. 263-271, 313ff., 327, 344.

(46) Delio, Handbuch, S. 630; HHSd V, S. 223; Die Manderscheider, S. 104; W. Reichert, Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich, S. 481f.; J. Molsch, Die Balduineen, Nr.1278 (1333-1349), Nr. 2151 (1351-1357), Nr. 2186 (1353-1357)。

(47) CB II, Nr. 738.

(48) 上述八三頁以下。

(49) MRUB II, Nr.193, S.231. Vgl. auch MRR II, Nr. 916.

(50) HB Bildatlas121: Eifel·Aachen, S.86.

(51) W. Reichert, Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich, S. 482Anm. 407.

(52) Delio, Handbuch, S. 630f.; Die Manderscheider, S.13, 15.

(53) Delio, Handbuch, S. 630f.; Die Manderscheider, S. 15.

(54) 上述八三頁。

(55) Die Manderscheider, S.13f.; W. Reichert, Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich, S. 483. 上述八三頁も参照。

(56) Die Manderscheider, S.13f.; W. Reichert, Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich, S. 483Anm. 414.

(57) HB Bildatlas121: Eifel·Aachen, S. 66, 86.

(58) Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins oder des Erzstifts Cölns, der Fürstenthümer Jülich und Berg, Geldern, Meurs, Cleve und Mark, und der Reichsstifte Eilen, Essen und Werden, hrsg. von Theod. Jos. Lacomblet, I. Band : von dem Jahr 779 bis 1200 einschliesslich, 2. Band : von dem Jahr 1201 bis 1300 einschliesslich, Unerwänderter Neudruck der Ausgabe 1840-58, Bd.2, 1960, Nr. 683.

(59) MRUB III, Nr. 90:

(60) ニーダーエーデル・シトタットキヒル・アールトルフの位置に關し、HB Bildatlas121: Eifel·Aachen, S.66、タリニッヤラートの位置に關し、HB Bildatlas48: Die Mosel, S. 3 (Übersichtskarte) を参照。

(61) CB II, Nr. 635.

(62) Lacomblet, Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins, Bd. 2, Nr. 868.

(63) CB II, Nr. 635.

- (64) 上掲拙稿、一六一頁
- (65) 上掲拙稿、二九二頁。
- (66) アウエ管区に関して、木村尚三郎「フランス封建制の成立——十二世紀における城主支配圏・バン領主支配圏の形成」、『法制史研究』八号、一九五八年、一一八頁を参照。
- (67) 上掲拙稿、二九二頁。
- (68) 上述八八—八九、九四—九七、一〇二—一〇四頁。
- (69) 上述八九—九一、九四—九七頁。
- (70) 上掲拙稿、二九三頁。
- (71) 上述九〇、九三、九五—九七、九八—一〇二頁。
- (72) H. Hirsch, *Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter*, S. 148f, 171, 182f, 221 頁〔上掲若宮根訳「第二部(一)」、「熊本法学」』一〇六号、二〇〇四年、七三頁以下、第二部(三)、「熊本法学」』一〇七号、二〇〇五年、二八五頁、三〇〇—三〇二頁、同第二部(五)、「熊本法学」』一〇九号、二〇〇六年、一五六頁〕；H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte, neubearbeitet von H. Lieberich*, 19. Aufl., 1992, S. 194f. (1. Aufl., 1969 の邦訳、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』、昭和四六年、二八七—二九〇頁)；K. Kroeschell, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 1 : bis 1250, 12. Aufl., 2005, S. 186f., 198ff.
- (73) 上述九三頁。xv. u. xvi. W. — R. Berns, *Burgpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Baldwin von Trier (1307–1354)* (Vorträge und Forschungen, hrsg. von Konstanzer Arbeitskreis für Mittelalterliche Geschichte : Sonderband 27, Diss. Gießen 1979, 1980, S. 22 を参照。
- (74) 上述九四—九七頁以下。
- (75) M. Schnab, *Geographische und topographische Elemente der mittelalterlichen Bürgerverfassung nach oberrheinischen Beispielen*, in : *Die Burg im deutschen Sprachraum II* (Vorträge und Forschungen, hrsg. von H. Patze, Bd. 19 Teil 2), 1976, S. 18.

〔付記：本稿は平成十八年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））による研究成果の一部である。〕。